3　被保険者（疾病任意継続被保険者を除く。次項において同じ。）の資格喪失により船舶所有者が返納すべき被保険者証は、やむを得ない場合を除き、資格喪失届に添えなければならない。この場合においては、その理由を資格喪失届に付記しなければならない。

4　被保険者は、その資格を喪失したとき、又はその被扶養者が異動したときは、十日以内に、被保険者証を船舶所有者に提出しなければならない。

5　第一項の資格喪失の原因が死亡であるとき、又は前項の規定により被保険者証を提出すべき者が死亡したときは、葬祭料の支給を受けるべき者は、その申請の際、被保険者証を協会に返納しなければならない。ただし、葬祭料の支給を受けるべき者がないときは、葬祭を行った者において被保険者証を返納しなければならない。

（高齢受給者証の交付等）

第四十一条　協会は、被保険者が法第五十五条第一項第二号若しくは第三号の規定の適用を受けるとき、又はその被扶養者が法第七十六条第二項第一号ハ若しくはニの規定の適用を受けるときは、当該被保険者に様式第二号による高齢受給者証（以下単に「高齢受給者証」という。）を有効期限を定めて交付しなければならない。ただし、被保険者証に一部負担金の割合又は百分の百から法第七十六条第二項第一号ハ若しくはニに定める割合を控除して得た割合及び高齢受給者証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りでない。

2　前項の被保険者が次の各号のいずれかに該当したときは、船舶所有者は、遅滞なく、高齢受給者証を回収して、これを協会に返納しなければならない。この場合（被保険者が疾病任意継続被保険者である場合を除く。）において、被保険者が第一号又は第二号に該当したときは、厚生労働大臣を経由して行うものとする。

一　被保険者の資格を喪失したとき。

二　法第七十六条第二項第一号ハ又はニの規定の適用を受ける被扶養者に異動があったとき。

三　高齢受給者証に記載されている一部負担金の割合が変更されるとき。

四　高齢受給者証の有効期限に至ったとき。

五　後期高齢者医療の被保険者等になったとき。

3　前項の場合において、被保険者が疾病任意継続被保険者であるときは、当該被保険者は、五日以内に、これを協会に返納しなければならない。

4　第三十五条第二項及び第三項、第三十六条から第三十八条まで並びに第四十条第二項から第四項までの規定は、高齢受給者証について準用する。

第四十一条の次に次の章名、節名及び款名を付する。

第三章　保険給付

第一節　職務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付

第一款　療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給

第四十二条及び第四十三条を次のように改める。

（被保険者証の提出）

第四十二条　法第五十三条第六項各号に掲げる病院又は診療所（以下「保険医療機関等」という。）から療養の給付又は入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養若しくは保険外併用療養費に係る療養を受けようとする者は、被保険者証を（被保険者が法第五十五条第一項第二号又は第三号の規定の適用を受けるときは、高齢受給者証を添えて）当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2　前項ただし書の場合においては、その理由がなくなったときは、遅滞なく、被保険者証を（被保険者が法第五十五条第一項第二号又は第三号の規定の適用を受けるときは、高齢受給者証を添えて）当該保険医療機関等に提出しなければならない。

3　法第五十三条第七項の規定により同項に掲げる施設（以下「休療所」という。）から自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の支給を受けようとする者は、被保険者証を提示するとともに、医師又は歯科医師が症状に関する所見を記載した書類を当該休療所に提出しなければならない。

（船員保険療養補償証明書の提出）

第四十三条　前条第一項の場合において、法第三十三条第三項に規定する下船後の療養補償（以下「下船後の療養補償」という。）を受けようとするときは、被保険者又は被保険者であった者は船舶所有者又は協会が交付した様式三号による船員保険療養補償証明書（以下「療養補償証明書」という。）を被保険者証に添えて提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときはこの限りでない。

2　前項ただし書の場合において、その理由がなくなったときは、遅滞なく、療養補償証明書を当該保険医療機関等に提出しなければならない。

3　第一項の規定により保険医療機関等に療養補償証明書（協会が交付した療養補償証明書を除く。）を提出したときは、被保険者又は被保険者であった者は、遅滞なく、当該療養補償証明書を協会に提出しなければならない。

第四十三条ノ二から第四十三条ノ九を削る。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条　協会は、前条第三項の規定により提出された療養補償証明書に記載された傷病が下船後の療養補償に該当すると認められないときは、その旨を保険医療機関及び被保険者又は被保険者であった者に通知しなければならない。

第四十四条ノ二から第四十四条ノ四までを削る。

第四十五条及び第四十六条を次のように改める。

（処方せんの提出）

第四十五条　法第五十三条第六項各号に掲げる薬局（以下「保険薬局等」という。）から薬剤の支給を受けようとする者は、保険医療機関等において、診療に従事する保険医又は医師若しくは歯科医師が交付した処方せんを当該保険薬局等に提出しなければならない。ただし、当該保険薬局等から被保険者証の提出を求められたときは、当該処方せん及び被保険者証を（被保険者が法第五十五条第一項第二号又は第三号の規定の適用を受けるときは、高齢受給者証を添えて）提出しなければならない。

2　前項の場合において、同項の薬剤の支給に係る疾病又は負傷が下船後の療養補償であるときは、療養補償証明書を提出しなければならない。

（令第三条第二項第一号に規定する収入の額）

第四十六条　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号。以下「令」という。）第三条第二項第一号に規定する収入の額は、厚生労働大臣の定めるところにより、同項各号に規定する者の療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から八月までの場合にあっては、前々年）における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十六条第一項に規定する各種所得の金額（退職所得の金額（同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。）を除く。）の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額とする。

第四十六条ノ二及び第四十六条ノ三を削る。

第四十七条を次のように改める。

（令第三条第二項の規定の適用の申請等）

第四十七条　令第三条第二項の規定の適用を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　被保険者証の記号及び番号

二　被保険者の氏名、生年月日及び住所

三　令第三条第二項に規定する者について前条の規定により算定した収入の額